

經濟論叢

第170卷 第1号

銀行の貸し渋り行動（1）……………	古川 顕俊	1
持株会社による組織革新（2）……………	青地 正史	22
資源配分機構モデルと普遍写像問題……………	島 義博	34
組織間関係における依存と保証……………	李 在鎬	57
植民地期朝鮮における日系繰綿業の活動……………	福岡 正章	70

学会記事

平成14年7月

京都大學經濟學會

植民地期朝鮮における日系繰綿業の活動

—南北棉業の棉花買付活動を中心に—

福岡正章

はじめに

本稿の目的は、植民地朝鮮で活動した日系繰綿業の一つである南北棉業株式会社の活動と、それを規定した朝鮮の社会経済的条件を検討することである。南北棉業は、朝鮮の棉作農民より棉花を買付け、それを繰綿に加工し、日本及び朝鮮の紡績業に販売するという事業をおこなっていた。つまり、朝鮮の農民が生産する棉花の買い手であった。従来の朝鮮の棉作については、沢村東平、木村光彦、権泰楨、曹晟源、権赫泰など、少なくない研究が存在する¹⁾。これらの研究は以下の2つの問題を解明することを課題にしていた。一つは、植民地期を通じて、なぜ棉作が朝鮮で拡大したのかという点である。これに対しては、総督府の強制を強調する見解と、棉花が他の畑作物と比較して価格条件で農民にとって有利であったことを強調する見解が存在する²⁾。いま一つは、棉作が拡大したにもかかわらず、なぜ朝鮮農民による棉花の自家消費が根強く存続したのかということである。この論点には、共同販売制度下で棉花販売価格が抑制されていたことに対する農民の経済的抵抗のため、という説明

1) 沢村東平「近代朝鮮の棉作綿業」未来社、1985年、木村光彦「植民地下朝鮮における棉作について」『アジア研究』アジア政経学会、30巻1号、1983年、権泰楨『韓国近代綿業史研究』一潮閣1989年、曹晟源「植民地期朝鮮棉作綿業の展開構造」東京大学博士学位請求論文、1993年、権赫泰「日本繊維産業の海外進出と植民地」一橋大学博士学位請求論文、1997年。

2) 朝鮮で棉作が拡大していく要素として、価格条件を強調するのは木村光彦氏で、総督府の強制を強調する見解を取るのは権泰楨氏、権赫泰氏である。曹晟源氏は総督府の強制を認めた上で、耕地に対して相対的過剰人口を抱えている貧農層にとって棉花栽培は価格条件が比較的有利であったと、指摘している。

がなされている³⁾。

いずれの見解をとるにせよ、従来の朝鮮の棉作に関する研究は、共同販売制度などの総督府の政策と農民との関係が中心で、棉花の買手である繰綿業を捨象する形で行われてきた。それには、それなりの理由が存在すると思われる。朝鮮棉の価格形成のあり方は大阪で取引きされる米国棉価格の変動に規定されていた。当然、共同販売所において朝鮮農民と繰綿業者の間で取引きされる棉花価格もこれに規定されていた。また、農民に棉花の作付けを強制することは、行政がおこなっていた。これらの事実を考えると、植民地期朝鮮の繰綿業は総督府の制度と強権に支えられた存在で、自立性を欠いているため、独自に検討を必要とする対象ではない、と先行研究で判断されたこともある程度当然である。しかし、本稿では、権力にととまらず植民地期固有の経済条件によって、繰綿業の活動が支えられてきた側面があると考ええる。こうした側面を明らかにすることは、植民地期朝鮮の棉作の歴史的性格を明らかにすることに寄与すると考えられる。

本稿の叙述は、以下のように行う。まず、第I章では、南北棉業の事業構造を検討し、南北棉業の収益を規定していた重要な要因が、同社の棉花買付にあったことを明らかにする。その上で、第II章では、1920年代から1937年までの同社棉花買付のあり方、特に朝鮮の主要棉作地帯であった全羅南道における棉花買付のあり方を考察し、第III章では1937年から1940年代初頭までの同社棉花買付とそれを支えた条件について検討する。

I 南北棉業の事業構造

1 利益の推移と資金調達

本節では、南北棉業の利益の推移と資金調達のあり方を検討する。まず、南北棉業の沿革について、簡単に述べたい。南北棉業は、1918年に三井物産と朝鮮紡織の共同出資によって設立された。そもそも三井物産棉花部が朝鮮に進出

3) 曹, 前掲論文, 権, 前掲論文。

するきっかけは、全羅南道当局からの要請であった。1917年から全羅南道では、棉花の買付は競争入札制度の下でおこなっていた。しかし、実際には木浦棉業株式会社などの繰綿業者が朝鮮農民より棉花を買叩いていた。こうした事態を打開するために全羅南道当局は総督府と協議の上、鈴木商店、三井物産棉花部に繰綿工場を道内に設置し、入札に参加することを要請したのである⁴⁾。その要請を受けて、三井物産棉花部は玉利七二を朝鮮に派遣して調査した結果、「朝鮮棉は品質良好米棉代用品として適当」と判断し、朝鮮へ進出することを決定した⁵⁾。1919年に三井物産棉花部が東洋棉花として独立すると、三井物産は所有していた南北棉業の株式を東洋棉花に譲渡した。その後、1924年に東洋棉花は、朝鮮紡織の要求に応じて同社持株すべてを買収する。この時点で南北棉業は完全に東洋棉花の子会社となった。そして、1945年に日本の敗戦のため同社は解散する。

第1表は、設立から解散まで同社の対払込資本金利益率と自己資本余裕金を表したものである。ここから一見して明らかなのは、1934年頃から収益が好転し始め、日中戦争以降の戦時期に高収益率が定着する一方、それ以前は低収益率であったことである。とくに対払込資本金利益率が10%を超えた年は、1937年以前で僅かに20年、22年、34年、36年の4年だけであった。しかし、1937年以降の戦時期には、対払込資本金が恒常的に10%を超え、1944年には38%の対払込資本金利益率を計上する。1937年以前に高利益率を記録した20年、22年、34年、36年は、20年を除いて、例外なく朝鮮棉の豊作と米国棉価格の高値安定が、同社営業報告書の営業状況で触れられている⁶⁾。

次に自己資本余裕金を見してみる。自己資本余裕金も対払込資本金と同様の推移をしめしている。34年ごろから自己資本余裕金は急激に膨張し、44年に332万円を計上するに至る。しかし、基本的に自己資本は固定資産にあてられていたと考えられる。そもそも棉花の買付から製品売上代金回収まで80日間を要し

4) 野村正和「南北棉業四〇年史」(東洋棉花社内資料) 2ページ。

5) 野村、同上書、3ページ。

6) 南北棉業「営業報告書」各年。

第1表 南北棉業の資金調達と利益の推移

	自己資本 (A)	固定資産 (B)	余 裕 金 A-B	対払込資本 金利益率
1918.7	524	519	5	4.8
1919.7	546	461	85	7.8
1920.7	599	439	160	11
1921.7	589	450	139	6.8
1922.7	620	430	190	10.4
1923.7	644	430	214	6.8
1924.7	531	518	13	-15.8
1925.7	644	430	214	6.8
1926.7	600	518	82	0
1928.7	521	543	-22	0.4
1929.7	546	521	25	9.2
1930.7	529	521	8	-3.2
1931.7	529	653	-124	0.2
1932.7	490	670	-180	-5.8
1933.7	496	672	-176	-1
1934.7	594	646	-52	15
1935.7	542	635	-93	0.4
1936.7	1,176	609	567	13.3
1937.7	1,168	510	658	9.2
1938.5	2,435	645	1,790	17.4
1939.5	2,563	776	1,787	16.4
1940.5	2,602	710	1,892	15.4
1941.5	2,908	1,176	1,732	28.6
1942.5	4,170	1,914	2,256	14.1
1943.5	4,506	1,687	2,819	22.2
1944.5	5,157	1,834	3,323	37.8

注：単位；千円、%。払込資本金は、株金から払込未済金を引いた額。

資料：南北棉業「営業報告書」各年より作成。

その間莫大な流動資本が必要とされた。南北棉業はこの資金を銀行からの借り入れなど他人資本に依存する体制であったと、判断される。

以上のように南北棉業の収益は、1934年ごろから好転しはじめるが、それ以前は停滞的であった。こうした南北棉業の収益の推移を規定した要因は何で

あったのか。次節以降、この点を検討していきたい。

2 同社の棉花買付と金融的条件

本節では、南北棉業の棉花買付のあり方を検討する。第2表は、南北棉業の棉花買付量を表したものである。年ごとに棉花の豊凶があつて、買付量の変化は激しいものの、傾向的に買付量が増加していることが確認される。その増加趨勢は、1934年ごろから始まっていることがわかる。37年に戦時期に突入すると、その趨勢は加速し、42年には6400万斤を買付けるようになる。同社の棉花買付地域については、1932年ごろより伝統的な棉作地帯であつた全羅南道以外からの買付量が増加している。

次に棉花買付のための資金についてみる。南北棉業は、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、親会社である東洋棉花から信用を供与され、棉花を買付ていた。以下の資料をみる。

「去ル十二日付貴状拝見仕候、御来示通り朝鮮銀行並ニ殖産銀行ニ対スル当社保証状左ノ通りニ通

朝鮮銀行 金 四百万円 期限十三年八月三十一日

殖産銀行 金 五拾万円 全 上

御送付申上問査収被下度候、当方金融ニ付イテハ過半貴役御来販ノ節申上置候通りノ次第ニ付極力銀行御利用相成度。尚鮮銀融通ニ対シテハ荷物鮮内渡シトカ内地向トカニ區別セズ、全部クリーンビルトシテ手形割引出来候事ハ貴方金融上御便利ニ付其ノ御舎ミヲ以テ御折衝被下度候。

貴状末尾ノ鮮内渡ニ対スル手形期日十五日短縮ノ事ハ、当方金融ノ都合モ有之候間、従来通り三十日ト御承知被下度願上候

先ハ右申上度如此ニ御座候⁷⁾ (句読点は筆者)

この文書は、東洋棉花本店総務掛と南北棉業の間で取り交わされたものである。

7) 東洋棉花総務掛「朝鮮棉花買付資金ノ事」雑書綴、東洋棉花社内資料、1937年9月15日。

第2表 南北棉業の棉花買付高

年 度	全 羅 南 道	そ の 他	合 計
1918	6,003	※	6,003
1919	6,930	※	6,930
1920	3,762	495	4,257
1921	6,683	2,277	8,960
1922	8,748	※	8,748
1923	9,900	1,733	11,633
1924	5,201	1,485	6,686
1925	3,257	495	3,752
1926	3,564	3,396	6,960
1927	4,927	4,415	9,342
1928	4,679	5,811	10,490
1929	4,716	3,003	7,719
1930	3,762	891	4,653
1931	6,290	5,247	11,537
1932	6,435	7,524	13,959
1933	7,088	9,415	16,503
1934	9,445	17,513	26,958
1935	2,402	14,193	16,595
1936	10,709	20,417	31,126
1937	27,758 ^{*1}		27,758
1938	33,967 ^{*2}		33,967
1939	9,466	31,253	40,719
1940	4,865	20,571	25,436
1941	※	※	※
1942	11,612	52,933	64,545

単位：千斤。

注：*1 *2 は、全羅南道とその他の区別は不明。※はデータなしを示す。

資料：野村正和「南北棉業四〇年史」東洋棉花社内資料。

東棉企業掛「東棉傍系会社概要」『笹倉文書』大阪市大経研所蔵、1940年。

南北棉業「23回営業報告書付属文書」東洋棉花社内資料。

南北棉業「棉花買付ノ事」東洋棉花社内資料、1943年。

ここから明らかになることは、この年に南北棉業が朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行より450万円を手形形で借入っていたこと、その手形に東洋棉花が保証状を添付していたことである。次に以下の文書を見てみる。以下の文書は、東洋棉花本

店総務課掛と同社京城支店の間で取り交わされた文書である。

「掲題ノ十五日付貴状拝見仕候、全社棉花買付資金ニ付全社自体直接銀行へ交渉スルヨリモ貴方対銀行ノ好干係ヲ利用シ貴方ヨリ全社へ融資スル方、金利其他ノ点ニ於テ有利ナル御見込ヲ以テ借入金限度三百五十万円使用期限三ヶ月トシテ借入金許可方御申越拝承仕候。種々御配慮ノ段奉謝候、従来全社棉花買付資金調達ニ付テハ当社ノ保証状ニ依リ朝鮮銀行並ニ殖産銀行ヨリ毎年融通相受ケ居リ本年モ已ニ朝鮮銀行ヨリ金四百万円、殖産銀行ヨリ金五十万円ノ限度内ニ於テ本年九月一日ヨリ十三年八月三十一日迄融通方銀行ノ承諾ヲ得タル旨南北棉業ヨリ通知有之候間、当社保証状送付致シ置キ申シ候、尚右銀行借入利率ハ手形壹銭四厘、貴方ニ於テ右金利ヨリ更ニ有利ニ融通出来候ヘバ南北棉業ノ為好都合ニ付、全社ト金利其他ノ点充分御打合セノ上御申越被下度願上候。

先ハ右御返事迄」⁸⁾ (句読点は筆者)

この文書から明らかなことは、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行からの借入利率が日歩1.4銭であったことである。1937年の『朝鮮金融事項参考書』によれば、同年の朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行からの借入利率は、普通で日歩1.8銭、低くても1.6銭であった。南北棉業は、かなり有利な条件で、棉花買付資金を融通されていたと言える。

さらに同社は、年度については明らかにし得ないが、11月から3月まで344万円を東洋棉花より融通されていた⁹⁾。この11月から3月の期間は朝鮮棉花の出回り期であり、南北棉業はこの時期に大量の流動資金を必要とした。また、この資料で金利は5厘と記されている。これは、おそらく社内金利と同じ水準であったと思われる。以上より南北棉業は、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、東洋棉花より有利な条件で融資を受け、棉花の買付を行っていたことが明らかである。

8) 東洋棉花総務掛「南北棉業棉花買付資金ノ事」雑書綴、東洋棉花社内資料、1937年9月17日。

9) 「南北棉業特別融通資金ニ対スル利子」雑書綴、東洋棉花社内資料。

3 繰綿の販売

本節では同社の繰綿販売について検討する。まず、販売形態についてである。南北棉業の営業報告書には、1938年まで商品在庫の項目が記されていない。これは、「(出回る棉花の) 予想高全部を東棉へ完繋(ぎ)買越売越の危険を避ける方法を探った」¹⁰⁾といわれているように、東洋棉花へ委託販売をしていたためである。つまり、同社の販売に関するリスクは東洋棉花が負い、自身はそのリスクを一切負っていなかったと言える。

同社の生産する繰綿がどの紡績業によってどのくらい消費されたのか、という点については資料が存在していないので、明らかにしえない。朝鮮棉を最も多く使用していたのは、20年代までは福島紡、20年代前半は東洋紡、20年代後半からは大日本紡、倉敷紡などの日本の紡績業であった¹¹⁾。しかし、日本紡績業の朝鮮棉消費比率が5%を超えたことは一度もなかった。また、朝鮮内で4大紡体制が1933年に形成された後でも、朝鮮では生産に匹敵する量の繰綿を輸入、または移出しつづけた¹²⁾。

1938年以降は、朝鮮でも繰綿は統制されるようになり、同社も物資動員計画に基づき、加工した繰綿を朝鮮、日本の紡績業へ配給するようになる。第3表は、1939年の朝鮮における主要繰綿業の配給実績と配給先を表したものである。これによれば、この時期の朝鮮は、繰綿を主に朝鮮と日本の紡績業に配給し、それ以外にも朝鮮内の製綿業、日本の製綿業にも配給していたことがわかる。また、満州へも若干の繰綿を配給していた。南北棉業の配給先もおおよそ朝鮮全体の傾向と同様であった。以上のことから、南北棉業は一貫して、一切の販売リスクを負っていなかったといえよう。

10) 野村, 前掲書, 12ページ。

11) 曹, 前掲論文, 18ページ。

12) 曹, 前掲論文, 81ページ, 権, 前掲論文, 67ページ。農民が繰綿業に販売した棉花を即生産量とみなせば、以下のような数字になる。例えば1935年度生産量は、3300万斤、輸移出2000万斤、輸移入2900万斤であった。これは、おそらく当時の朝鮮の紡績が太糸生産を中心に行っていたため、米国棉代用品である朝鮮棉よりインド棉を選好する傾向があったためだと思われる。戦時体制に入ると輸移出、輸移入とも減少する。

第3表 朝鮮産棉花の配給 (1939年)

	朝鮮内紡績	本国紡連	朝鮮内製綿	本国製綿	濟州織連	合計	主要棉花共販地域
南北棉業	24,030	24,584	8,141	3,741	7,686	68,182	京畿, 忠北, 忠南, 全南
朝鮮紡織	45,443	55,919	11,988	4,899	12,436	130,705	平南, 黄海, 慶北, 全北
朝鮮棉花	14,323	11,590	4,216	1,476	2,976	34,581	全北, 全南
馬山練棉	10,164	11,760	2,305	693	2,670	27,592	慶南
全南棉花	7,974	8,734	1,000	369	1,620	19,697	全南
本田練棉	4,413	4,539	960	315	1,392	11,619	全南
清水合資	3,856	4,520	1,238	507	1,200	11,321	慶南
三盛製綿	2,300	0	1,556	0	0	3,856	平南
京城紡織	5,451	0	596	0	0	6,047	黄海
合計	117,954	121,646	32,000	12,000	30,000	313,600	

注：単位：担、朝鮮内製綿には在来綿が2,856担含まれる。

朝鮮紡織は、その他にも忠南、江源、慶南を共販地域に持つ。

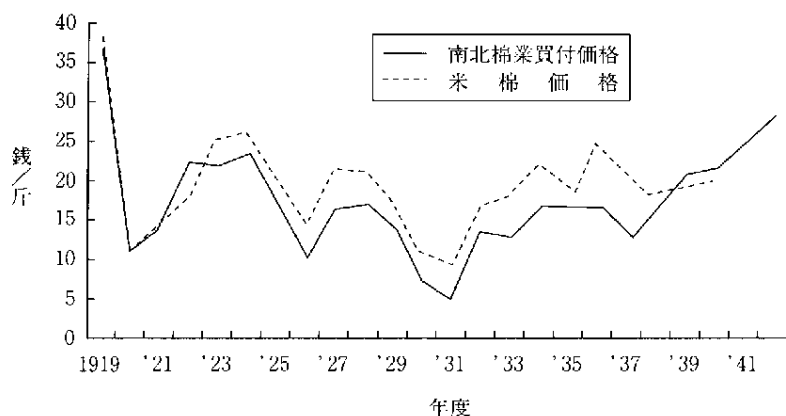
資料：南北棉業「二十三期営業報告書付属文書」東洋棉花社内資料。

4 朝鮮棉花の価格体系

本節では、朝鮮棉の価格形成について、検討したい。まず、最初に南北棉業の棉花買付価格についてである。第1図は、南北棉業の棉花買付価格の推移を追ったものである。1938年までは、同社が買付地域にしていた忠清南道の共同販売価格を同社買付価格にした。それ以降は、同社の営業報告書より買付価格を算出した。これを見ると、戦時期に突入する37年まで、大阪で取引きされる米国棉のストリクト・ミッドリング価格と朝鮮棉の価格が平行に推移していることがわかる。しかし、37年以降、米国棉の価格が停滞的であるのに対して、朝鮮棉の買付価格は上昇に転じる。朝鮮の買付価格が米国棉の価格規制より離脱し、独自に推移を始めたと言いうことができる。これは、37年以降為替許可制が採用されたためである。輸入棉花の数量が為替管理によって制限され、棉花商が門ブロック内での棉花買付を志向したために、買付価格が上昇したと考えられる¹³⁾。その結果、1937年以降、南北棉業の棉花買付量は増加す

13) 日本棉花協会『綿花百年 上巻』1969年、387-388ページ。

第1図 南北棉業棉花買付価格



注：米棉価格は、ストリクト・ミッドリングの価格。

資料：忠清南道『忠清南道農事統計』1938年。

野村止和『南北棉業四〇年史』東洋棉花社内資料。

南北棉業「各期営業報告書」。

る。

次に南北棉業の繰綿販売価格について検討してみる。販売価格を整合的に説明できるような資料が存在しなかったため、ここでは断片的なことしか述べられない。同社繰綿の販売価格は、「東棉と協定し実棉価格算出の基礎となる米棉 S. M 大阪相場の朝鮮総督府発表値段より一円内外割引したる価格を当社製品一等品の値段」¹⁴⁾とされていた。しかし、日中戦争勃発後、為替管理が強化され、外棉輸入が抑制されると、南北棉業の繰綿は「活発ナル商談進捗好調ノ一途ヲ辿リケリ」¹⁵⁾という状況であった。また、南北棉業の繰綿販売価格も1939年に米国棉の価格規制から離脱する¹⁶⁾。その後、繰綿価格は上昇し、42年には百斤あたり85円となり、36年の価格と比較すると133%上昇していた¹⁷⁾。

14) 野村, 前掲書, 12ページ。

15) 南北棉業「第20回営業報告書」1938年。

16) 野村, 前掲書, 21ページ。

17) 曹, 前掲論文, 80ページ。原資料は、伊藤俊夫「朝鮮棉花の増産問題」『農業と経済』ノ

おそらく、南北棉業の販売価格も棉花買付価格と同じように繰綿販売価格も上昇していたのであろう。以上から、1937年の戦時期以降、朝鮮棉の買付、販売価格とも米国棉の価格規制より離脱していることが明らかとなった。

南北棉業の収益を規定していた要因は何であったのかという点を明らかにすることが、本章の目的であった。南北棉業は、1934年ごろより収益を好転させる。34年と36年は、朝鮮棉の豊作と米国棉花の価格上昇によって収益が好転したと、述べた。一方、1937年以降の収益の好転は、朝鮮棉の価格体系が米国棉の価格体系より離脱する過程で生じたものであった。以上より、南北棉業の収益を規定していた要因、特に1937年以降に収益の好転をもたらした要因は以下の2つである。1つは朝鮮棉の価格体系が米国棉の規制から離脱したこと、いま1つは、そのもとで棉花の買付量が増大したことであった。

II 南北棉業の棉花買付活動

I 棉花買付をめぐる制度的変遷

まず、棉花買付をめぐる制度的変遷を追う。この点については、先行研究でも明らかにされていることが多いので、これらの成果に依拠する。

朝鮮での棉花取引は、共同販売制度のもとで行われていた。共同販売制度とは、農民が共販所に棉花を持ち込み、買い手と商談の上、棉花を取引する制度のことである。共同販売所は、郡農会が棉花の集散に都合のよい場所に設置した。文定昌の研究によれば、共販売所は、在来市場に設置される場合も多く、取引も開市日に行われることが多かった¹⁸⁾。

共同販売制度にはいくつかの種類がある。主なものは、指定販売制度、入札販売制度である。指定販売制度とは、道知事が認可した繰綿業者に郡農会が棉花取引に参加する権利を与え、その業者が共販所に出回る棉花の一切を引き取るというものであった。契約は、郡農会を代表した道農会と繰綿業者の間でか

¹⁸⁾ 文定昌『朝鮮の市場』1943年1月。

18) 文定昌『朝鮮の市場』日本評論社、1941年、116ページ。

わされていた。1925年には、京畿道、忠清南北道、慶尚南北道、全羅北道でこの制度が実施されるようになっている。もう1つの制度である人札販売制度とは、一定期間のあいだ共販所に出回る棉花を入札によって繰綿業者が買取する方法のことである。この制度は1933年まで、黄海道、全羅南道で実施されていた。1933年以降、両道も指定販売制度が適用される。入札によって棉花が売買されるだけでなく、取引に参加する主体が多いということが指定販売制度と入札販売制度との相違点であった。それでは、人札販売制度の実態はどのようなものであったのであろうか。次節でこの点を明らかにしたい。

2 全羅南道における棉花流通の独自性

全羅南道を買付地域にしていたのは、朝鮮棉花株式会社、鈴木商店、南北棉業の3社であった。これら3社は、全羅南道で公入札制度が導入されていたにもかかわらず、買付を協定価格で行い、棉花買付価格を引下げている。以下の資料を見る。

「〔棉花〕の入札回数を重ねるに従ひ反対商なる日棉系の朝棉並に鈴木商店との間に激烈なる競争を演出し採算限界を逸脱するに至りたるを以て右麗水工場主任は朝棉、鈴木商店の麗水工場主任と会合し無謀なる競争をさけるために麗水工場管下五ヶ郡の入札に限り合理的採算による協定価格を以て競争入札することし木浦本社の入札活動に関係なく独立の立場於いて入札行ふべく局地協定を行い出廻最盛期により実施し理想的適正価格にて相当量落札した」¹⁹⁾。

こうした3社の棉花買付活動は、1920年の米国棉価格の下落と朝鮮棉の不作を契機に変化する。21年に3社は、共同出資によって棉花購買組合を結成する。この組合は、棉花の共同買付をなし、繰綿機の台数に応じて配分するという内

19) 野村、前掲書、15ページ。

容を持つものであった²⁰⁾。3社側はより強固なカルテル組織を結成し、棉花買付を行いはじめたと言える。それでは、この3社組合の棉花買付活動の実態は、如何なるものであったのか。

「本期朝鮮棉ハ天候適順ナリシト作付及反別ノ増加トニ依リ近年稀ナル増収ナリシモ主要産地タル全南地方ハ小工場及仲買人激増シ彼等ノ盲目的買進ノ為メ激甚ナル競争行ハレ内地相場ヲ上走コト屢ナリシヲ以テ……(中略)……且三社組合ニ於テ仲買人ニ前貸シヲ為シ滞貨金トナリコトハ甚ダ遺憾トスル所ナリ」²¹⁾。

この資料からあきらかなことは、全羅南道では「小工場」、「仲買」が存在し、3社組合と競争を演じていたこと、買付競争の激化によって大阪の米国棉価格よりも全羅南道の棉花買付価格が上昇したことである。結局1924年の南北棉業は、第1表からも分かる通り大きな損失を蒙っている。このように全羅南道から「買収人」として指定され、棉花入札に参加したものは30-40名ほど存在し、中には繰綿工場を所有するものまでいた²²⁾。

この「小工場」とはどのようなものであったのだろうか。以下の資料を検討してみる。

「然るに大正十四年は戦後の不況益深刻となり、企業家は事業の整理に迫られ、ために金融は緩慢となり銀行は融資の安全運用に悩む状態であったので、棉ところ全南に於ては地方有力米穀商が三社組合成立以来棉花入札は殆んど競争状態になるに着眼し金融緩慢に乗じ銀行の後援を得て繰綿業兼営に乗り出し、繰綿機三十台内外据付たる内鮮人経営工場多数現はれ三社工場側と拮抗するにいたつた。尤も大正十二年頃より繰綿機五台前後据付の小工場存せしも打綿製造或は繰綿に加工して三社工場側へ転売する

20) 同上書、21ページ。

21) 南北棉業「第7回営業報告書」1924年。

22) 木浦府「木浦府史」1930年、597ページ。

仲買人的存在であったが、本年に入り右の如く内地直取付を企てる物出現し其後も小工場を設置するもの簇出し、昭和五年現在に於ては十八工場綿棉機二八八台の多きに達し軽視すべからざる勢力となった]²³⁾。

ここで注意を要する言葉は、「内地直取付」という言葉である。この言葉は、「小工場」が共同販売所を通さず、直接農民から棉花を買付けることを指す。この点は、共同販売所に棉花の取引を依存していた3社側でない「小工場」の強みであった。これらの事実を考えると、全羅南道では共同販売所以外の流通ルートが存在していた、と言える。こうした「小工場」は、1924年ごろから増加してきたものであると、この資料から読み取れる。

次に第4表で、30年頃のこれら個人工場の兼業状況や生産量についてみてみたい。これを見ると、鮮一社、内谷繰綿工場など、南北棉業の買付量以上の棉花を買付けているものも存在する。個人工場の代表者は、判明した限りでは米穀商、地主などを兼業していた。

以上、南北棉業の全羅南道における棉花買付の様子を見てきた。全羅南道では、共同販売所以外の棉花流通網が存在した。また、流通する棉花を巡って3社側と個人工場、仲買達との競争が存在したため、南北棉業など日系綿業者が結成した棉花購買組合は、十分に機能を果たさなくなったと、言える²⁴⁾。主要棉作地帯であった全羅南道での棉花買付競争も作用して、24年から33年の南北棉業の収益は不安定であった。1933年以降、全羅南道でも指定販売制度が実施される。その結果、「従前ノ如キ無謀ナル競争買付ノ影ヲ潜メ合理的買付ヲ為シ得ルコトナリタリ」²⁵⁾といわれているように、棉花買付に参加する主体を制限することによって、買付を巡る競争を排除することに成功したようである。こうした全羅南道における棉花買付を巡る制度的改変も作用し、1934年から南

23) 野村、前掲書、17ページ。

24) 結局この棉花購買組合は、「之（小工場側の買付）を抑圧する決め手なく防戦に寧日なき有様にて」という理由から鈴木商店の整理を契機に解散する。

25) 南北棉業「第16回営業報告書」1934年。

第4表 全羅南道における繰綿工場

工場名	工場所在地	生産量	代表者	兼業	所有耕地面積	営業税
朝鮮棉花木浦工場	木浦	3,546	朝鮮棉花	※	※	※
鮮一社繰綿工場	木浦	1,577	文在喆	地主兼米穀商	608	578
内谷繰綿工場	木浦	1,540	内谷万平	地主兼米穀商	380	838
南北棉業木浦工場	木浦	1,419	南北棉業	※	※	※
太田繰綿工場	木浦	1,000	太田司郎	米穀商	※	71
森繰綿工場	木浦	500	森酒井	地主兼米穀商	161	249
千善方繰綿工場	木浦	382	千善方	地主	538	※
渡辺繰綿工場	木浦	300	渡辺弥太郎	精米業	※	※
金谷安繰綿工場	木浦	289	金谷安	海産物商	※	※
山内繰綿工場	木浦	205	山内平助	貿易商	※	136
丁極允繰綿工場	木浦	200	丁極允	※	※	※
中上繰綿工場	木浦	200	中上国太郎	※	※	※
岡村松之助繰綿工場	木浦	150	岡村松之助	※	※	※
藤森繰綿工場	木浦	127	藤森文裕	※	※	※
呼子繰綿工場	木浦	100	呼子重七	米穀商	※	※
金昌彦繰綿工場	木浦	100	金昌彦	米穀、海産物商	※	※
権寧智繰綿工場	木浦	100	権寧智	※	※	※
中尾繰綿工場	咸平郡	26	中尾惣七	※	※	※
韓達教繰綿工場	珍島郡	1	韓達教	※	※	※
川上繰綿工場	木浦	※	川上一治	※	※	※

単位：千斤、町歩、円。

注：※はデータなし。所有耕地面積は30町歩以上のみが判明する。

資料：朝鮮殖産銀行「朝鮮の棉花」1934年。

農林省京城米穀事務所併し出張所「昭和五年末現在全羅北道・全羅南道地主調」1930年。

大日本商工会「昭和五年大日本商工録」1930年。

全羅南道「全羅南道商工要覧」1930年。

北棉業の収益は好転していったと考えられる。

III 戦時期における南北棉業の棉花買付

1 地域別の棉花買付の様相

本節では、南北棉業の棉花買付を地域別に検討したい。南北棉業はそもそも設立当初は、全羅南道のみを買付地域にしていた。しかし、南北棉業は、総督

第5表 南北綿業各工場実棉買付高

		1939年	1940年	1942年
長湍	(京畿)	※	1,238	3,658
漣川	(京畿)	3,850	1,402	3,569
水原	(京畿)	10,721	2,212	13,611
忠州	(忠北)	2,349	2,071	2,658
清州	(忠北)	3,707	3,812	4,644
永同	(忠北)	1,768	2,064	2,209
長項	(忠南)	3,288	596	3,895
烏致院	(忠南)	5,570	2,311	7,077
木浦	(全南)	9,466	4,865	9,156
麗水	(全南)	※	※	2,456

注：単位；千斤。※は、データなし。

資料：南北綿業「二三回営業報告書付属文書」東洋棉花社内資料。

南北綿業「棉花買付ノ事」東洋棉花社内資料，1943年。

府の認可のもと、1922年に忠清南道、1926年には忠清北道、1933年に京畿道を買付地域にしていく。

第5表は、戦時期の棉花買付量を各工場レベルで見ただけのものである。ここで注目したいのは、京畿道と全羅南道との対比である。全羅南道にある各工場の買付量は1939年946万斤、40年は486万斤、42年1161万斤であった。それに対して京畿道にある工場からの買付量は1939年1457万斤、40年484万斤、42年2082万斤であった。ここから、戦時期に南北綿業の主要買付地域は、全羅南道から京畿道へと転換していることがわかる。また、忠清南北道からの買付量も無視できない量になっている。このような現象はなぜ生じたのであろうか。

第6表は南北綿業が買付を行っていた地域の棉花収穫高と共販量を見たものである。ここからまず確認されることは、全羅南道が一貫してこの4道の中で最も主要な棉作地域であったということである。京畿道も注目すべき傾向を示している。そもそも京畿道では棉作の伝統はなかったため、1930年代初頭の収穫高と共販量ともに取るに足らないものであった。しかし、1934年から36年以降、収穫高、共販量を急速に伸ばして行き、42年と43年の共販量ではほぼ全羅

第6表 南北棉業買付地域における棉花共販量

	京 畿 道		忠 清 北 道		忠 清 南 道		全 羅 南 道	
	収穫高	共販量	収穫高	共販量	収穫高	共販量	収穫高	共販量
1932年	2,434	9	6,361	2,783	10,813	4,090	44,245	22,841
1933年	2,911	359	7,575	3,263	11,072	4,817	49,672	23,951
1934年	6,387	2,182	10,432	6,149	16,719	10,463	64,601	41,551
1935年	7,912	2,783	9,563	5,441	10,461	5,523	24,029	11,732
1936年	11,786	4,284	12,343	6,414	19,197	10,164	70,807	40,220
1937年	13,295	8,942	12,576	7,800	19,398	13,718	53,880	33,435
1938年	16,172	14,585	9,426	7,824	13,061	11,336	64,832	46,656
1939年	11,570	4,861	11,643	7,954	7,161	4,401	41,185	21,356
1940年	15,396	8,384	9,396	6,029	14,256	7,595	51,682	19,580
1941年	24,564	20,943	14,551	9,564	17,046	13,734	39,765	21,062
1942年	35,789	27,888	24,788	12,959	20,592	14,484	56,565	31,192

注：単位：千斤，千斤以下切捨て。

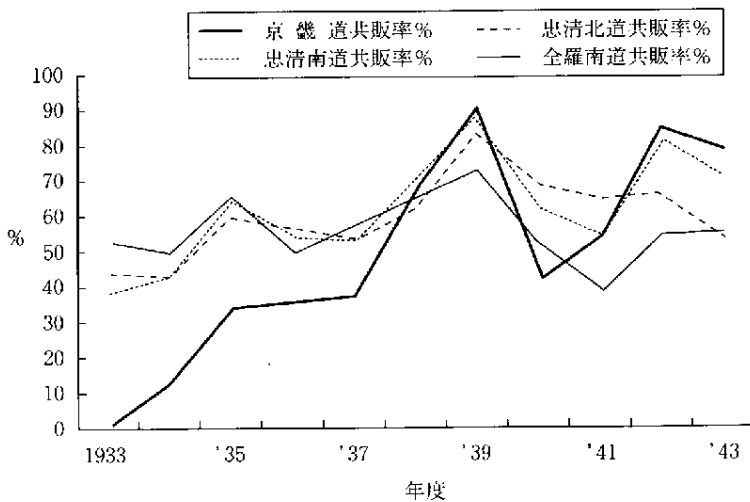
資料：大韓紡織協会『纖維年報』1956年。

南道に匹敵するようになった。忠清北道，忠清南道の収穫高，共販量もだいたい京畿道と同じ傾向を示している。一方，全羅南道は1930年代後半まで収穫高，共販量ともに増加傾向にあったが，40年代に入るといずれも停滞的になってしまう。

次に第2図で，各地域の共販率をみる。ここで注目したいのは，1930年代前半と1930年代後半から40年代にかけての共販率である。1930年代前半は，京畿道を除いて，共販率はだいたい同じ傾向をたどっている。1930年代後半から共販率に地域的なばらつきが生じはじめているが，この図からは，忠清北道と全羅南道が1930年代後半からこれら4道の中で相対的に共販率が低かったことが確認される。

戦時期に南北棉業の棉花買付量の中で全羅南道からの買付量の比重がとくに低下する。これは，全羅南道棉花の共販率が低かったことによるものであった，といえる。

第2図 南北棉業買付地域の共販率



資料：第6表と同じ。

2 全羅南道における棉花「自家消費」

本節では、全羅南道における低共販率の要因を検討していきたい。以下の資料を見てみる。

「務安郡○○洞内里農業徐基○外一名ハ、昭和十五年九月上旬頃ヨリ本年一月下旬頃迄ノ間四回ニ亘リ何等法定除外事由ナク居里及務安郡綿城面綿城市○等ニ於テ徐○明外数十名ヨリ自家消費ニ充ルモノトシテ機織シタル綿織物千二百反ヲ買受ケ、其ノ都度京城府以下不詳丁海奉外数名ニ停止価格一反二円六十銭ナルヲ二円七十銭乃至七円三十銭ニテ買受之ヲ二円九十銭乃至八円五十銭宛ニテ不正販売シタルヲ所轄署ニ於テ探知目下検挙取調中」²⁶⁾ (全羅南道) (筆者一〇は判読不能)

26) 朝鮮総督府警務局経済警察課「丁紡綿布大量不正密売事件検挙」『経済治安週報』52集、1943年5月2日(韓国総務処政府記録保存所所蔵)。

第7表 各道における手紡綿布生産 (単位：戸、反、円)

	生産戸数	生産量	価 額	1戸当生産量	1反当価額	備 考
京 畿 道	4,102	17,126	77,148	4.1	4.5	
忠清北道	7,389	12,831	52,486	1.7	4	産地は槐山, 忠州
忠清南道	20,769	50,679	271,403	2.4	5.3	産地は道内・丹
全羅南道	125,593	564,731	1,694,193	4.4	3	産地は羅州, 務安, 海南

注：各道の小幅白木綿の生産戸数、生産量、価額を採用した。

資料：朝鮮総督府『工業表』1939年（韓国総務処政府記録保存所所蔵）。

この資料からあきらかなことは、農民が、生産した手紡綿布を買い集め、京城で販売していたことである。また、全羅南道の順天では、数量約5万反、価額51万円、不正利得14万円という大規模な手紡綿布の密売事件が発生している。この事件の中心人物は、特産物商であった。また、京都、和歌山にもこの事件の関係者が存在していた²⁷⁾。このことから、おそらく手紡綿布の一部は日本にも流出していたと、判断される。「密売」事件は、当事者が検挙されたものだけが資料として残るので、全羅南道ではこういった行為が広範に行われていたことは容易に推測できる。全羅南道における棉花の低共販率は、手紡綿布の生産によるものであった。

戦時期には綿布にも公定価格が適用されるが、当然闇価格も存在していた。忠清南道の論山では、公定価格17円の粗布が22円で取引されていた。また、平壤では26円で粗布が取引されていた²⁸⁾。闇価格の高騰によって、手紡綿布は、京城などの都市、日本へと流通範囲を拡大させていた可能性も指摘できる。

手紡綿布はいかなる形で生産されていたのであろうか。第7表は全羅南道、忠清南北道、京畿道の綿布生産、とくに白木綿の生産のあり方をみたものである。これによると、全羅南道では、他の3道と比べて格段に多くの綿布製織戸数が1939年の段階になっても残っている。これら4道での白木綿生産の規模は、1戸当たりおよそ1～4反で明らかに農家の副業的生産であることもわかる。

27) 朝鮮総督府警務局「手紡綿布闇取引事件ニ対スル判決〇〇」『経済治安週報』17集、1942年1月17日（韓国総務処政府記録保存所所蔵）。

28) 朝鮮殖産銀行『地方経済状況調査報告』1940年、73ページ、392ページ。

第8表 朝鮮各道の棉花生産費 (単位：円)

	黄 海 道	平安南道	忠清南道	全羅南道
種 子 代	0.75	0.66	0.63	0.56
肥 料 代	7.1	2.92	3.32	2.97
労 賃	10	7.44	14.9	8.61
畜 力 費	3.83	1.96	0.28	※
諸 材 料 費	0.07	2	0.16	0.53
農 舎 費	0.27	0.34	0.22	0.05
農 具 費	0.22	0.11	0.03	0.03
租 税 公 課	0.04	0.06	0.04	0.41
土地資本利子	※	※	※	※
支 出 計	22.28	15.49	19.58	13.16
副 収 入	0.99	0.96	1.26	0.97
差 引 額	21.29	14.53	18.32	12.19
収 量 ; 数 量	143	166	197	200
; 金 額	17.59	22.44	24.87	28.5
斤当生産費	0.148	0.087	0.092	0.06
収 支 損 益	-3.7	7.91	6.55	16.31
反当所要労力	17.2	18	32.1	31.7

資料：高橋昇「朝鮮半島の農法と農民」未來社、1998年。

また、全羅南道で生産される白木綿の価格は3円ともっとも低価格であった。以上から全羅南道では、副業として綿布生産を経営に組み込んでいる農家が相対的に多く存在していたことが明らかになった。一方、京畿道、忠清南北道では、こうした農家が少なかった。このような全羅南道における綿布生産はどのような条件に支えられていたのであろうか。第8表は黄海道、平安南道、忠清南道、全羅南道の棉花生産費をみたものである。この表では、低労賃に規定されて、全羅南道の棉花生産費が最も低いことがあきらかである。全羅南道では、先行研究でも指摘されている通り農村に過剰労働力が相対的に多く存在していた。棉花の栽培で中耕、除草、間引の作業を行う時期が、麦の収穫調製、水稻の田植などと重複する。こうした労働力配分の問題は、雇用労働力を導入することによって、解決されたと考えられる。雇用労働力は全羅南道の場合、最も

豊富に存在していた。全羅南道での家内綿布生産はこうした条件にささえられていた。平安南道の棉花生産費が意外に低いことが気にかかるが、調査した農家の特殊事情であろう。

以上で明らかにし得たことは以下のことである。全羅南道では、戦時期の段階でも多くの農家が手紡綿布の生産を経営に組み込んでいたため、共販率はそれほど伸びなかった。しかし、京畿道、忠清南北道では、そうした農家が少なかったため、共同販売所の棉花買付価格の上昇に反応し、共販率が上昇したと言える。

おわりに

本稿で明らかにした点は以下の4点である。第1に戦時期に南北棉業の収益は大幅に好転したこと。第2にこうした事態をもたらした経済的要因は、朝鮮棉の価格が米国棉価格の規制から離脱したこと。第3に朝鮮の棉花価格が米国棉価格の体系から離脱することによって、南北棉業の棉花買付価格が上昇し、京畿、忠清南北道にける共販量の増加をもたらしたこと。これは、南北棉業が戦時期に収益を好転させた2つめの要因である。第4に全羅南道では、戦時の段階でも広範な農家が副業として綿布生産を経営に組み込んでいたため、共販量はそれほど増加しなかったこと。

それでは、これらの点よりいかなる論点が導きだされるのであろうか。先行研究では、棉作農民による「自家消費」の根強さのみが強調されている。本論文は、自家消費が存在したこと自体を否定するものではない。しかし、「自家消費」のあり方には地域的な差違が存在した。京畿道のような棉作—非織布とも言える地域が存在し、そうした地域は、副業として綿布生産を経営に組こんでいた農家が少なかった。そのため、戦時期の棉花買付価格の上昇にしたがって、共販量を増加させてゆく。いま1つの論点は、植民地期の繰綿業の活動を支えた条件に関してである。戦後の韓国で急速に棉作が衰退していくことに対して、総督府の強権が存在しなくなったためと、説明されている。本論文は、

総督府の強権が存在したことを否定するものではない。しかし、朝鮮の棉花の共販量と繰綿業の活動が拡大した条件として、朝鮮棉の価格が世界市場の原棉価格から離脱したということも挙げることができる。植民地期朝鮮の繰綿業はこうした時代的な条件に支えられた特殊な産業であった、と言える。

【追記】 資料については、穴見裕美さん大変お世話になりました。末尾ながら感謝申し上げます。